平成２９年（フ）第３４７号
千葉県松戸市常盤平４丁目16番地　常盤平公団住宅Ｅ街区６棟215号
債務者　佐藤　　浩
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３７２号
千葉県松戸市稔台７丁目７番地の20　アルクレール303号
債務者　三井　友成
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３８号
鹿児島県姶良市平松7546番地46
債務者　中山　光次
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５４号
鹿児島県姶良市平松7546番地46
債務者　中山　　恵（旧姓本渡）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
鹿児島県姶良市東餅田245番地　モンルポメゾン105号
債務者　竹田　直子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月31日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
沖縄県糸満市字糸満1942番地の11　大城アパート202号
債務者　神谷　　毅
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６５号
沖縄県那覇市字天久771番地12
債務者　永沼　雅男
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５７９号
愛知県春日井市八幡町114番地３
債務者　竿田　明美
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０２号
愛知県海部郡蟹江町学戸５丁目79番地　サンモール学戸203号
債務者　稲垣　裕保
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８０２号
名古屋市天白区高島１丁目1408番地　レオパレス島田黒石第３　201号
債務者　高巣　国生
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３９号
山口県下松市東陽２丁目29番２号
債務者　筑本　昌子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第４５号
山口市小郡花園町１番12―905号
債務者　河島　利子
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２号
山口県美祢市美東町真名1035番地　白土団地４棟414号
債務者　河島かおり
1　決定年月日時　平成29年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８８３号
北海道恵庭市黄金北３丁目２番地３　（ハイツシャポーＣ号）
債務者　片桐　康夫
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８７号
札幌市南区川沿16条２丁目６番１号　ベルデＫ107
債務者　及川　好司
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９０５号
札幌市西区二十四軒４条５丁目11番16―801号
債務者　成田　富雄
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９２０号
札幌市東区苗穂町16丁目６番６号　平成ハイツ２階
債務者　齊藤　夏子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部